第５章
人と自然が調和するまち

第１節　自然と共生するまちづくり

第１項　自然環境の保全

第２節　環境を支えるひとづくり

第１項　環境保全行動の促進

第３節　環境にやさしいまちづくり

第１項　生活環境の保全

第２項　地球環境問題への対応

第３項　循環型社会の推進

第１節　自然と共生するまちづくり

第１項　自然環境の保全

現状と課題

■植物観察会

- 本市は、山から海まで多様で豊かな自然環境を有していますが、一部地域では、過疎化による森林や里地里山の荒廃、埋立て等による干潟、藻場面積の減少など、私たちの身近な自然環境が劣化、減少しつつあります。
- 自然環境を保全していくためには、自然環境に関する情報を収集・整備し、科学的かつ客観的なデータをもとにした生態学的な評価により、生物種やその生息地の保全・再生を図るとともに、必要に応じて保護区などの指定に向けた検討を行っていくことが重要です。
- 熊本県が希少野生動植物種として指定しているカザグルマやミチノクフクジュソウ、カタクリなど、多様な野生動植物が生息生育していますが、その生息状況に関する情報が不足しているのが現状です。
- 市民の自然環境及び生物多様性保全意識の向上を図るため、今後も引き続き、自然観察会などを通して本市の自然環境や野生動植物の現状に関する啓発等を行っていく必要があります。

基本方針

多様で豊かな自然環境や生物多様性を保全するとともに、自然とふれあえる機会・場の創出に努めます。

施策の体系

自然環境の保全 ―― （１）自然環境・生物多様性の保全

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
自然観察会参加人数	人	103	200

具体的な施策と内容

（1）自然環境・生物多様性の保全

●関係機関や市民団体などと協力しながら自然環境の現状を把握するとともに、優れた自然環境や代表的、典型的な生態系を有する重要地域については保護区などの指定に向けた検討を行います。

●希少な野生動植物の生息生育状況に関する情報を収集・整備し、大規模な開発行為などに対して的確な情報提供に努めるなど、自然環境情報の共有化を図りながら、適切な保全策を求めていきます。

■球磨川河口（県指定鳥獣保護区）

●市民が自然と身近にふれあえる機会を創出し、自然環境の現状や役割などについての啓発を行います。

主な取組み

・自然環境保全推進事業（自然環境調査、自然観察会等の実施）

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
自然観察会開催回数	回 / 年	4	5

市民や地域の取組み

➡身近な自然環境に関心を持ちましょう。
➡人と自然の関わりについて学びましょう。

第２節　環境を支えるひとづくり

第１項　環境保全行動の促進

現状と課題

- 環境問題に関する市民意識が高まっているため、市民の年代やニーズに応じた環境教育メニューを提供するなど、環境問題に関する啓発が必要になっています。
  また、市民や事業者の環境保全行動を喚起・促進するため、環境問題の現状や対策について積極的に情報提供を行っていくことが重要です。
- 地域環境や地球環境問題に的確に対処するためには、市民・市民団体、事業者及び行政それぞれが果たすべき役割分担と行動内容を明確にし、相互に連携・協働しながら取り組むことが求められています。また、環境保全活動の重要な担い手である市民・市民団体などとの連携のあり方について検討・整理を行う必要があります。

■水生生物観察会（水生生物採集）

■環境ゼミナール開催状況

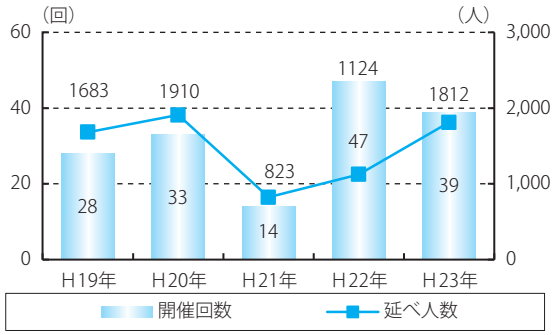

基本方針

次世代を担う子どもたちへの環境教育・学習を積極的に展開します。また、市民・市民団体、事業者と連携して環境保全行動を展開するための体制の充実や仕組みづくりを進めます。

施策の体系

環境保全行動の促進 ―― （１）環境保全行動の促進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
こどもエコクラブ参加団体数	グループ	11	20
環境学習出前講座受講者数	人	1,812	2,000

具体的な施策と内容

（1）環境保全行動の促進　重点施策

■市民団体による環境活動（かき殻まつり）

- 次世代を担う子どもたちへの環境教育を、教育機関と連携しながら全市レベルで実施します。
- 環境学習出前講座やこどもエコクラブ事業を中心とした啓発活動を積極的に展開します。
- 地域環境や地球環境問題の現状について各種メディアを活用し情報提供を図るとともに、環境問題への取組みの重要性について啓発を行います。
- 八代市環境基本計画の点検及び中間見直しを行います。
- 八代市環境パートナーシップ会議を中心に、市民・市民団体及び事業者と連携しながら環境保全行動の促進を図ります。
- 市民と連携し、環境学習の拠点となる施設を整備します。

主な取組み

・環境学習推進事業
（こどもエコクラブ事業、環境学習出前講座の充実）
・環境パートナーシップ推進事業
（環境基本計画の進行管理）

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
環境学習出前講座の開催回数	回 / 年	39	50

市民や地域の取組み

- 環境教育・学習に積極的に参加しましょう。
- 環境に配慮したライフスタイルを心がけましょう。

第３節　環境にやさしいまちづくり

第１項　生活環境の保全

現状と課題

- 水質汚濁や大気汚染など依然として産業型公害が顕在化していることに加え、近隣騒音や悪臭、雑草の繁茂など市民生活型の問題が増加しています。
- 本市は、農業用、工業用、さらには生活用水として地下水が利用されているなど、地下水への依存度が高く、また、市民の関心も高い地域です。今後も市民や事業者に対して、合理的な水利用を呼びかけていくとともに、引き続き、地下水の質及び量に関するモニタリングを行っていく必要があります。
- 八代海の海域環境の悪化と水産資源の減少は、沿岸域で生活する漁業関係者や市民にとって深刻な問題です。国や県、流域市民を含めて連携しながら、八代海を再生するための対策を講じることが求められています。
  このような状況を改善する方策として、合併処理浄化槽の設置基数増を図る必要があります。
- 市民生活と密接に関係する衛生害虫駆除事業や環境美化事業について、住民自治の中で市民がどのような活動が可能か、市と地域との役割分担などを精査する必要があります。
- 八代市斎場は建設後 32 年を経過し老朽化が進んでいることから、市民が安心して利用できるように適切な維持管理に努める必要があります。
- 権限移譲により、墓地行政が県から市に移ったことから、墓地経営許可業務や市内に点在する墓地に対する指導など、新たな業務に対して取り組む必要があります。

■地下水位の経年変化

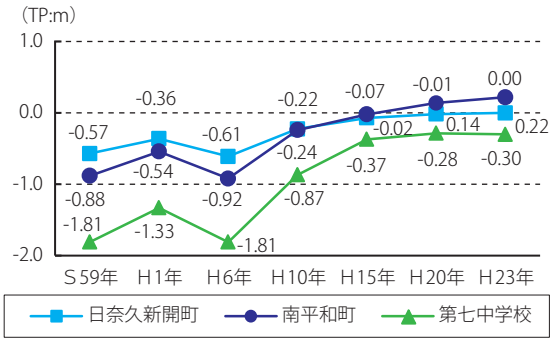

■公害等苦情件数の推移

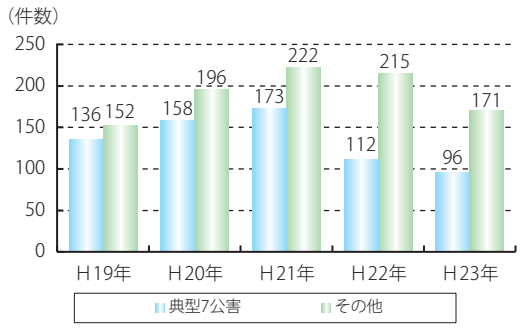

■公害等苦情の内訳（H23 年度）

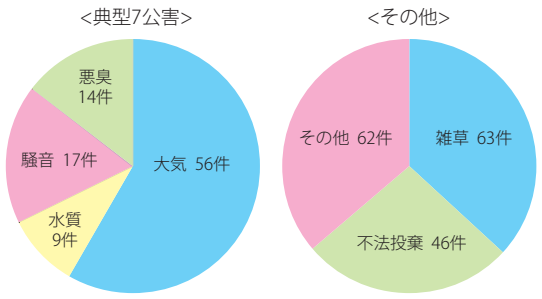

基本方針

良好な生活環境の保全に向け、公害の未然防止や地下水の監視に努めるとともに、衛生面に配慮した生活基盤の整備を図ります。

施策の体系

生活環境の保全

（１）環境汚染の抑制・監視
（２）地下水保全
（３）生活排水対策
（４）環境衛生の充実

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
典型７公害に関する苦情件数（※ 1）	件 / 年	96	90 以下
河川水質（BOD）環境基準達成率（※ 2）	%	100	100
海域水質（COD）環境基準達成率（※ 3）	%	87.5	100

（※ 1）典型７公害：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
（※ 2）環境基準点：（球磨川）坂本橋、横石、新萩原橋、金剛橋、（前川）前川橋、（大鞘川）第二大鞘橋
（※ 3）環境基準点：八代海地先 St － 1 ～ St － 8

具体的な施策と内容

（１）環境汚染の抑制・監視

- 工場・事業場などに対する調査・監視体制の強化を図るとともに、環境保全協定を定期的に見直すなど、環境負荷の低減を図ります。
- 騒音・振動及び悪臭に係る権限移譲事務や新幹線騒音問題などについて、関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。

主な取組み

・環境保全対策事業（公害発生源調査、一般環境調査）

（２）地下水保全

- 臨海部における塩水化や地下水位の状況について、今後も引き続きモニタリング調査を行うとともに、地下水の現状を広く市民に周知していきます。
- 安全で安心な地下水を確保するため、定期的に有害物質などの調査を行うとともに、地下水汚染が確認された世帯などに対しては飲用指導を実施します。

主な取組み

・地下水保全対策事業（地下水調査の実施）

（3）生活排水対策

●集合処理区域（下水道区域、農業集落排水処理区域）外においては「市報」や「エフエムやつしろ」などを活用し、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、生活排水浄化の取組みの啓発を行います。

主な取組み

・合併処理浄化槽の整備促進
（合併処理浄化槽の設置促進、生活排水対策の普及啓発）

（4）環境衛生の充実

●市民の良好な生活環境の保全を目的に、感染症などを媒介する恐れのある害虫や鼠族などの駆除及び災害時の防疫体制の充実を図ります。

●地域における市民相互の連携を深め、市民自ら地域美化に取り組むことに対する支援を行います。

●狂犬病予防対策として、犬の登録及び狂犬病予防注射について飼い主に啓発を図ります。

●斎場の運営を適正に行うために、管理及び施設整備の充実を図ります。

●墓地経営許可申請業務や現存する墓地等に対する指導など、墓地行政の推進を図ります。

主な取組み

・衛生害虫駆除事業（水路等の消毒、衛生害虫の駆除推進）
・環境美化推進事業（地域美化活動への支援拡充）
・狂犬病予防対策事業（飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の啓発）
・斎場施設整備等事業
・墓地関係事業

活動指標

指標名	単位	実績	計画
		平成 23 年度	平成 29 年度
地下水調査井戸本数（累計）	本	4,353	6,500
きれいなまちづくり協定の締結数	団体	28	35
合併処理浄化槽設置基数（年間）	基	179	200

市民や地域の取組み

➡ 水源保全のため、節水に取り組みましょう。
➡ 地域の環境美化活動に積極的に参加しましょう。

第２項　地球環境問題への対応

現状と課題

- 地球温暖化問題は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題の一つです。このため、一人ひとりの小さな行動が地球全体の温暖化に影響を及ぼしていることを認識し、ライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するとともに、温室効果ガスの少ない低炭素社会への転換が求められています。
- 温室効果ガスの排出量の伸びが特に大きいとされる家庭部門の削減を図るため、地球温暖化問題などに対する情報提供を行い、市民の環境保全行動を喚起・促進するとともに、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの利活用に対する支援を行っていく必要があります。
- 東日本大震災以降、再生可能エネルギーへの関心が高まっています。今後は市としても導入可能な再生可能エネルギーについて検討を進めるとともに、市民への普及啓発を図っていく必要があります。

基本方針

地球環境問題への対応として、日常生活におけるライフスタイルの転換や環境にやさしい事業活動の展開を促進します。特に、地球温暖化対策については、市民や事業者と協働しながら地域一体となった取組みを推進するとともに、再生可能エネルギーの普及、及び利活用を支援していきます。

施策の体系

地球環境問題への対応
- （１）地球温暖化対策の推進
- （２）再生可能エネルギーへの取組みの推進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
住宅用太陽光発電システムの普及率	%	5.4 (H23.12 月末現在)	10

具体的な施策と内容

（１）地球温暖化対策の推進

●家庭部門の温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーの利用促進を図るため、住宅用太陽光発電システム設置などに対する支援を実施するとともに、市民・事業者の自主的な省エネルギー及び省資源対策の促進を図るなど、地域一体となった地球温暖化対策を推進します。

■設置された太陽光パネル（市総合体育館）

●市自らも地域の一事業者としての自覚のもと、ソフト・ハード両面から、率先して地球温暖化対策を実践します。

主な取組み

・地球温暖化対策推進事業

（２）再生可能エネルギーへの取組みの推進　重点施策

●地球環境にやさしい太陽光、小水力、木質バイオマスなどの新エネルギーについて、公共施設への導入を推進するとともに、市民・事業者への普及啓発を推進します。

●本市の地域特性を活かした、持続可能な再生可能エネルギーの利活用を推進します。

主な取組み

・再生可能エネルギー促進事業
（クリーンエネルギーへの転換と利用促進）

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
市有施設への太陽光発電設備導入数（累計）	箇所	7	10

市民や地域の取組み

➡節電などの省エネルギーに取り組みましょう。
➡運転する際はエコドライブを心がけましょう。

第３項　循環型社会の推進

現状と課題

- 清掃センターの焼却炉は、生活様式の多様化によるごみ質の変化と経年劣化により焼却能力が低下していることから、平成 29 年度に新しいごみ処理施設「八代市環境センター」の稼動を目指しています。この間、現在の施設を停止させないためには、施設・設備の計画的な維持管理を行う必要があります。
- 本市のごみ処理については、本庁及び坂本支所管内は市清掃センター、千丁･鏡･東陽･泉支所管内は八代生活環境事務組合クリーンセンターで行われており、粗大ごみの持ち込みなど一部について受け入れの規定が統一化されていない状況があります。
- ごみの減量化や資源化の取組みは一定の成果を挙げていますが、現状を維持していくためにも継続した取組みが必要となります。
  循環型社会の形成を推進するためにも、今後も現在の分別収集方法を維持していく必要があります。
- し尿の処理については、下水道の普及や合併処理浄化槽の増加により処理量は減少していますが、衛生処理センターの施設の経年劣化が著しいことから、当面は、現有施設の延命化を進めることで対応していく必要があります。
- 廃棄物の不法投棄・不適正処理は悪質化・常習化が懸念されています。今後も関係機関と情報共有を図りながら、防止対策を強化していく必要があります。

■<環境センターのイメージ図>
※完成予想図ではありません。

■ごみ処理量の推移

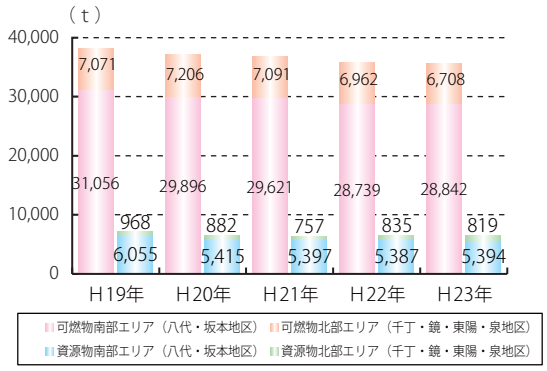

基本方針

廃棄物の排出抑制の推進、３R 運動など啓発事業を促進し、循環型社会を構築します。また、「八代市環境センター」の建設のほか、既存処理施設の適切な改修・維持管理を行い、衛生的で良好な市民生活の保持に努めます。

施策の体系

循環型社会の推進

（１）ごみの減量化及び資源化の推進
（２）廃棄物処理施設等の整備
（３）廃棄物の適正処理の推進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
燃えるごみ（事業系を含む）	t	35,500	34,109
資源物の混入率	%	20	10
不法投棄件数	件	68	50
ごみの資源化率	%	16.0	21.0

具体的な施策と内容

（１）ごみの減量化及び資源化の推進　重点施策

- 分別の徹底などの減量効果の高い手法のＰＲに重点をおくとともに、燃えるごみの減量に効果があると考えられるものについては、積極的に啓発事業を実施します。
- 幼少期からの環境教育が重要であることから、こども向けの出前講座を充実します。

主な取組み

・ごみ減量化対策の推進
・樹木剪定くずの資源化の推進
・生ごみの資源化促進

（２）廃棄物処理施設等の整備　重点施策

- 「八代市環境センター」は平成 29 年度中の稼動を目指します。
- 最終処分場整備の検討に着手します。
- 清掃センター及び衛生処理センターについては、適正な機能維持に努めます。また、し尿処理施設については、新たな施設建設に向けた検討を進めます。

主な取組み

・八代市環境センターの建設
・清掃センターの機能維持
・し尿及び汚泥処理施設等整備事業

（3）廃棄物の適正処理の推進

- 不法投棄・野焼きについては、不法投棄監視指導員によるパトロールを継続して実施するとともに、関係機関との連絡体制を強化し、情報の共有化を図ります。
- 現在、持ち込み先によって受け入れの基準に差が生じている大型ごみなどについては、「八代市環境センター」の完成により解消を図ります。
- 民間の処分場及び敷川内町の大規模不法投棄現場については、周辺環境の調査を継続し、地域の不安解消に努めます。
- ごみ・資源物収集の市民負担のあり方について検討します。

主な取組み

・廃棄物処理対策事業（不法投棄、野焼き対策など）
・敷川内環境整備事業
・ごみ収集管理事業

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
ごみの排出量抑制に関する啓発 （チラシの全戸配布などによる啓発）	回 / 年	1	4
分別の徹底に関する啓発 （市報などによる啓発）	回 / 年	2	4
年間不法投棄監視パトロール	日	240	240
ごみ減量に関する出前講座開催回数	回 / 年	30	50

市民や地域の取組み

- マイバックを持参して買物に行きましょう。
- リデュース（ごみを減らす努力をする）・リユース（くり返し使用する）・リサイクル（再生利用する）（３R）を心がけましょう。
- 燃えるごみの減量に努めましょう。